

### 第1章 計画の基本事項(P.1)

#### 《計画策定の経緯と計画の性格》

- ・ **持続可能な社会づくり**に向けて主体的に行動できる人を育て、人々の**ウェルビーイング**実現に寄与する環境学習の役割が非常に重要
- ・ 「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・ 「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・ SDGsゴール4、MLGsゴール10に貢献するとともに、すべての目標達成に資する計画

#### ウェルビーイング

WHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態」と定義されており、短期的な幸福のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

### 第2章 環境学習の現状と課題(P.3)

#### 《課題》

- ① **原体験**として身近な環境に触れる機会の確保
- ② 環境学習の**担い手の育成**
- ③ 環境学習に関する**情報の発信**
- ④ **学校現場等への支援**
- ⑤ 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

### 第3章 計画のめざすもの(P.6)

#### 《基本目標》

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

### 第4章 基本方針(P.8)

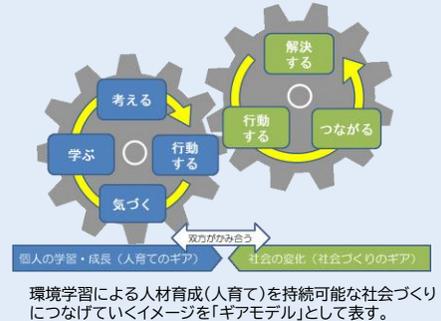
(1)原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

(2)課題同士とのつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

(3)人材が育つ環境を整え、活動を促進する

(4)琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に持続可能な社会やウェルビーイングの実現に向けた環境保全行動に取り組むことが期待される。また、県はこれらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携のもとに関連活動を支援していく。



### 第5章 重点的な取組(P.18)

(1)環境学習の**指導者・リーダー育成**

(2)**中間支援機能**の充実・強化

(3)県内・県外との積極的な**情報共有**

(4)人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討



### 第6章 推進体制(P.20)

(1)「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進

(2)「琵琶湖博物館環境学習センター」での支援

(3)分野横断的な施策の展開

(4)関係する主体との協働

### 第7章 進行管理(P.23)

アウトカム指標として、環境保全行動実施率の経年変化を活用。また、環境保全行動の広がりや人々の幸福度に与える影響を見るため、県政世論調査等の幸福度の経年変化を活用する。さらに、行動変容をみる指標として、「1人1日当たりのごみの排出量」なども参考とする。各事業については自己評価を行い、結果の公表を行う。

素案

# 第五次滋賀県環境学習推進計画



The Fifth Basic Plan for the Promotion of Environmental Learning

令和●年(20●●年) ●月  
滋 賀 県

# 第五次滋賀県環境学習推進計画

## 目次

1	第1章 計画の基本事項……………	1
2	1 計画策定の経緯	
3	2 計画の性格	
4	3 計画の期間	
5	第2章 環境学習の現状と課題……………	3
6	1 環境学習をめぐる動き	
7	2 滋賀県の環境学習をめぐる課題	
8	第3章 計画のめざすもの……………	6
9	1 基本理念	
10	2 基本目標	
11	第4章 基本方針……………	8
12	1 基本方針	
13	2 環境学習による持続可能な社会づくり	
14	3 各主体に期待される活動	
15	第5章 重点的な取組……………	18
16	1 環境学習の指導者育成	
17	2 中間支援機能の充実・強化	
18	3 県内・県外への積極的な情報発信	
19	4 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討	
20	第6章 推進体制……………	20
21	1 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進	
22	2 「環境学習センター」での支援	
23	3 分野横断的な施策の展開	
24	4 関係する主体との協働	
25	第7章 進行管理……………	23
26	1 進行管理の考え方	
27	2 進行管理の指標	
28	3 進行管理の手法	
29	参考資料	
30	第四次滋賀県環境学習推進計画の実施状況について	
31	(令和三年度～令和六年度)……………	●
32	用語の解説……………	●



## 44 第1章 計画の基本事項

45 人類は深刻な環境危機の時代に直面しているといわれています。アントニオ・グテーレス  
46 国連事務総長は令和5年7月に「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来し  
47 た。」と語り、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えました。また、生物多様性の損  
48 失も急速に進んでおり、人間活動の影響による、過去50年間の地球上の種の絶滅数は、過去  
49 1,000万年間の平均値の少なくとも数十倍、あるいは数百倍に達していて、適切な対策を講  
50 じなければ、今後さらに加速するであろうと指摘されています。

51 環境問題は国境がないため、地球上のあらゆる地域で対応する必要があります。滋賀県でも、  
52 環境問題を自分事としてとらえ、主体的に行動を起こし、身近なところから対処することが、  
53 滋賀県の豊かな自然環境から受ける恩恵や美しい琵琶湖を次世代に残していくこと、ひいては  
54 地球規模の課題解決への貢献につながります。このためには、「持続可能な社会づくりに向け  
55 て、主体的に行動できる」人を育て、人々のウェルビーイング\*実現に寄与する環境学習の役  
56 割が非常に重要になります。

57 この計画は、県が環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の  
58 方向性などについて定めるものです。

59 \*ウェルビーイングとは、WHO憲章では「肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満た  
60 された状態」と定義されており、短期的な幸福のみならず、それぞれの人の生きがいや人生の  
61 意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

62

### 63 1 計画策定の経緯

64 県は、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を自覚し  
65 つつ主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の  
66 確保に寄与することを目的に、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を、全国初の環境学習推  
67 進条例として平成16年3月に制定しました（同年4月に施行）。

68 条例の中で、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、  
69 環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資す  
70 る能力を高めていく教育および学習」と定義されています。

71 この条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切  
72 に実施されるよう、県が環境学習関連の施策を行うにあたっての基本理念や県民などが行う環  
73 境学習への支援、各主体の取組の方向性などを定めたものが「滋賀県環境学習推進計画」です  
74 （平成16年10月策定）。

75 今回、第4次計画の計画期間の満了に伴い、持続可能な社会の実現に向けての新たな課題に  
76 対応するとともに、さらなる取組の推進を図るため、環境学習推進計画の改定を行いました。

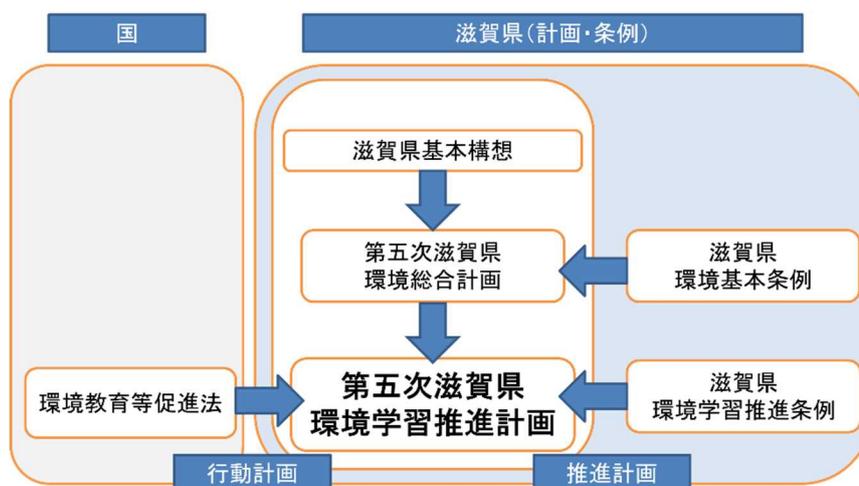
77

### 78 2 計画の性格

79 この計画の性格は次のとおりです。

- 80 (1) 「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画であり、  
81 国の「環境教育等による環境保全取組の促進に関する法律」に基づく県の行動計画です。
- 82 (2) 滋賀県基本構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想をはじめとす  
83 る県の関連各種計画との整合性を図り、第五次滋賀県環境総合計画の基本的方向性に基

- 84 づき策定する分野別計画です。
- 85 (3)「第四次滋賀県環境学習推進計画」の趣旨を受け継ぎ、新たな課題への取組を盛り込んだ
- 86 計画です。
- 87 (4) 県および環境学習に関わる各主体（県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政など）
- 88 に期待される施策や行動の指針を示す計画です。
- 89 (5) 環境学習による人材の育成によって持続可能な社会づくりをめざす計画で、
- 90 SDGsの主に質の高い教育に関するゴール4のターゲット4.7「全ての学習者が、
- 91 持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得」、MLGs（マザーレ
- 92 イクゴールズ）の主にゴール10「地元も流域も学びの場に」に貢献するととも
- 93 に、すべての目標の達成に資するものです。



94

95 **3 計画の期間**

96 この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし

97 ます。

■ 「環境教育」と「環境学習」

環境を学び、考えることに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。

本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、より積極的・主体的に「学び、考える」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。

■ 「Education for Sustainable Development (ESD)」

日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されますが、そのめざすところに関して、文部科学省は次のように説明しています。「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(Think globally, Act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」

本計画では、このESDの視点を取り入れて環境学習を推進することとしています。



## 99 1 環境学習をめぐる動き

## 100 (1) 世界の動き

101 世界の平均気温の上昇は、我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加  
102 を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸  
103 念されています。

104 地球全体の環境問題に対処していくためには、個人や社会の行動変容が不可欠であり、その  
105 ための教育の必要性から生まれたものが ESD（持続可能な開発のための教育）です。これまで  
106 取り組まれてきた、ESD 推進のための世界的な運動である「国連 ESD の 10 年 (DESD)」(2005 年  
107 ~2014 年) および「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」(2015 年~2019  
108 年) の後継として、2020 年~2030 年における ESD の国際的な実施枠組み「持続可能な開発の  
109 ための教育：SDGs 実現に向けて (ESD for 2030)」下において、ユネスコ加盟国等がとるべき  
110 行動を提示するロードマップが 2023 年に公表されました。

111

## 112 (2) 国の動き

113 令和 6 年 5 月 21 日に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在  
114 および将来の国民一人一人のウェルビーイングを最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境  
115 の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこ  
116 ととしています。

117 令和 6 年 5 月 14 日には環境教育等促進法第 7 条に基づく基本方針の変更が閣議決定され、  
118 これまで重視してきた体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや、ICT  
119 を活用した学びの実践を学校・地域・企業等の様々な場で推進することや、学校と地域・団体・  
120 企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を  
121 図ることなどが重要な取組として示されました。

122 また、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組  
123 の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生  
124 物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和 5 年度  
125 から開始しています。令和 5、6 年度に認定された区域に加え、令和 7 年 4 月からは新法「地  
126 域生物多様性増進法」に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となりま  
127 す。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域が「OECM (Other effective area-  
128 based conservation measures)」として国際データベースに登録されます。

129 環境政策が重視すべき方向性である「環境・経済・社会の統合的な向上」が、環境問題の解  
130 決と人々のウェルビーイングの実現につながっていきます。そのためにも、あらゆる資源の活  
131 用や、多様な主体の協働の必要性が高まっています。

132

## 133 (3) 滋賀県の動き

134 県では昭和 56 年 (1981 年) に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行 1 周  
135 年を記念して 7 月 1 日を「びわ湖の日」と決めました。「びわ湖の日」の前後には県内全域で清  
136 掃活動が実施されるなど、「びわ湖の日」は琵琶湖への思いを共有し、環境を守る取組を行う象  
137 徴的な日になるよう、取組を進めています。

138 平成 17 年 (2005 年) には、前年に環境学習推進条例が制定されたことを受け、環境学習を

139 推進するための拠点施設として「滋賀県環境学習支援センター」を開設しました。平成 22 年  
140 (2010 年) に、琵琶湖博物館への移転に伴い「環境学習センター」に名称変更し、環境学習の  
141 場や機会づくり、コーディネート、情報提供などの中間支援に取り組んでいます。

142 令和 3 年(2021 年) 7 月 1 日には「びわ湖の日」の 40 周年を迎え、琵琶湖を切り口とした  
143 2030 年の持続可能社会の実現に向けた 13 の目標(ゴール)として“マザーレイクゴールズ  
144 (MLGs)”を策定しました。MLGs は琵琶湖版の SDGs であり、SDGs と地域・現場の取組の間に  
145 おく目標です。琵琶湖を通じて SDGs をアクションまで落とし込む仕組みが MLGs であり、MLGs  
146 の取組は SDGs の達成に貢献するものと言えます。

147 また、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現に向けて、生物多様性基本法第 13 条に基  
148 づく滋賀県の生物多様性地域戦略として「生物多様性しが戦略 2024~自然・人・社会の三方よ  
149 し~」を 2024 年 3 月に策定しました。多様な主体と連携しながら社会・経済活動の基盤とな  
150 る滋賀の生物多様性を守り、未来に引き継いでいくための取組を進める方針などを示していま  
151 す。

152 滋賀県教育委員会では、各学校の実情に応じて、「学校運営協議会(地域住民等と目標やビジ  
153 ョンを共有し、地域一体となって子どもを育むための取組)」と、「地域学校協働本部(幅広い  
154 地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもの成長を支え、  
155 地域を創生するための取組)」の一体的推進を促進しています。これにより、学校現場では、地  
156 域の方々とともに、地域の自然・環境をいかした学習や、地域の生物・自然環境の保全につい  
157 ての学習、ESD の観点から学びを深める学習など、各学校の実情に応じた様々な環境学習が展  
158 開されています。

159

## 160 2 滋賀県の環境学習をめぐる課題

161 県では、これまで第四次滋賀県環境学習推進計画の「地域を愛し、自ら行動できる人育てに  
162 よる、『いのち』がつながる持続可能な社会づくり」という基本目標をもとに、持続可能な社会  
163 づくりに向けた環境学習を推進してきました。人材育成や環境学習の場や機会づくり、普及啓  
164 発のための事業等に全庁的に取り組み、県民の環境保全行動実施率は過去 5 年間、8 割前後の  
165 高い数値で推移しています。しかし、実施率を年代や地域別で見るとばらつきがあることや、  
166 環境学習に関わる各主体へのヒアリングから、環境学習の現場では依然として課題が残ってい  
167 ることがわかったため、第四次滋賀県環境学習推進計画の改定に際し、下記のように課題を整  
168 理しました。

### 169 (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保

170 幼いころに原体験として自然や歴史、文化に触れることは、いのちの大切さや、自分と地域  
171 社会のつながりに気が付く機会となる重要なものと言えます。しかし、時代や子どもを  
172 取り巻く環境の変化により、子どもたちの原体験も変化していると言われてしています。

173 特に、近年子どもたちの自然体験の機会が減少傾向にあると言われ、豊かな人間性や自主性、  
174 体力・健康などの生きる力の基盤を育むために重要である自然体験の機会を確保することは喫  
175 緊の課題であると言えます。

176

### 177 (2) 環境学習の担い手の育成

178 滋賀県では、琵琶湖の保全のために市民が立ち上がった「せっけん運動」の歴史などによっ  
179 て醸成された県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に  
180 行われてきましたが、後継者の育成や若い世代の参画が進んでいるとは言えず、人材の高齢化

181 や参加者の固定化を解決するための担い手育成が課題です。

182  
183 (3) 環境学習に関する情報の発信

184 県内各地では、行政やNPO、企業による多様な環境学習に関する活動が行われ、県民の方々  
185 が参加できる様々なイベントや学習講座が提供されています。しかし、それらは必ずしも必  
186 要とされている人の元まで届いているわけではなく、「環境学習に取り組むために何をしたら  
187 いいのかわからない」という声も聞かれるため、情報発信の頻度や方法に改善が求められま  
188 す。

189 また、県内で取り組まれている優れた環境学習の事例を県外あるいは海外へ共有すること  
190 で、滋賀県・琵琶湖の魅力発信や、ひいては県内の活動の活性化につながる効果が期待され  
191 ますが、そうした共有の取組も現状、十分であるとは言えず、今後より積極的に取り組むこ  
192 とが求められます。

193  
194 (4) 学校現場等への支援

195 学校現場等での教育活動では環境学習が位置付けられ、作成された教育計画等に沿って様々  
196 な取組が行われています。一方で、新たな取組を計画したり地域と連携したりしていくための  
197 時間や人員の確保に難しさがあります。子どもたちが身近な環境に触れ、環境保全について自  
198 ら考える学習の機会を十分に確保するため、学校現場、保育現場への外部からの支援が求めら  
199 れています。

200  
201 (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

202 経済的な豊かさや物質的な豊かさを重視する考え方から、人々の幸福や健康、生きがいまで  
203 含めて、すべてが満たされた状態を目指す考え方への転換が進んできています。滋賀や琵琶湖  
204 の美しい景観、生物多様性、観光資源としての価値、人と自然の調和した暮らしなどを守ろう  
205 とする人の行動は、暮らしやすい・自分らしく生きられる滋賀県を守ることができ、人々が幸  
206 せに暮らす社会の実現につながります。そうした行動を促すため、持続可能な社会づくりを目  
207 指した環境学習が求められます。



225 1 基本理念

226 この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定したものであり、  
227 条例に掲げられた6つの理念を、環境学習を進めるにあたっての基本理念とします。

228 環境学習の基本理念

- 230 1 すべての県民が協働と連携により取り組む
- 231 2 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- 232 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 233 4 体験の重要性を認識する
- 234 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 235 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

237 (1) すべての県民が協働と連携により取り組む (条例第3条第1項)

238 滋賀県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの在り様が、湖に流入する河川や大  
239 気を通じて、最終的に琵琶湖の水質や生態系などに表出するという地域特性を有しています。  
240 このことは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていくと、その成果  
241 が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということを意味しています。

242 県民や事業者は、琵琶湖を自らの生活や産業活動を映し出すひとつの鏡として、必要な情報  
243 や知識を得たり問題解決能力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組み、行動に  
244 移し、協働と連携を図りながら持続可能な社会づくりを目指さなければなりません。

246 (2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める (条例第3条第2項)

247 これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環  
248 境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それ  
249 らを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければならませ  
250 ん。

252 (3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む (条例第3条第3項)

253 環境学習は、就学年齢期だけでなく、幼児期から壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じ  
254 て、学習の習熟段階に応じながら継続的に行われなければなりません。

256 (4) 体験の重要性を認識する (条例第3条第4項)

257 豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さを全身で感じ取る  
258 感性が磨かれたり、日常生活の様々な場面で暮らしと環境との関わりに気づかされたりするよ  
259 うに、遊びや体験を通じた**学習**が重要であるということを認識して取り組まなければならませ  
260 ん。

262 (5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす (条例第3条第5項)

263 環境学習は、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという身近な取組から始めること

265 が重要です。身近な自然や人々との関わりから環境問題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史  
266 などの素材やそれらをよく知る人たちなどの資源を活用した、地域の特徴を生かし、地域に根  
267 ざした取組を進めなければなりません。

268

269 (6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ(条例第3条第6項)

270 地域における今日の環境問題は、気候変動をはじめ地球全体の問題とも密接に関わっている  
271 ことから、身近な生活の場や地域で取り組みながらも、その視野を地域や国の枠組みを越えた  
272 地球全体へと広げ、課題間の関わりやつながりを理解しようとする意識を持たなければなりま  
273 せん。

274

## 275 2 基本目標

276 本計画の基本目標を次のように定めます。

地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、  
自ら行動できる人育てと  
人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

277

278 環境問題に国境はなく、一個人の行動や一地域での環境負荷が積み重なり、地球規模で影響  
279 を及ぼすことを考えると、自分の身近な環境だけでなく、地球環境に思いを馳せ、行動するこ  
280 とが重要です。そして、一個人や一地域で行われた環境保全のための行動は、いずれ地球環境  
281 を守ること、改善することにつながります。

282 そのため、県は、まずは身近な自然や地域に愛着をもち、守ろうと自ら行動を起こす人を育  
283 てていかななくてはなりません。また、そうした人々の環境保全のための行動が継続されるよう  
284 な環境づくりに取り組んでいくことで、個人や地域による環境に良い行動が積み重なり、持続  
285 可能な社会づくりやウェルビーイングの実現につながると考えられます。美しい琵琶湖、豊か  
286 な自然環境が守られた持続可能な社会は、滋賀で暮らす人々の幸せを向上させることができ  
287 と考えられるため、本計画では環境保全行動に取り組む人育てと、そうした人が活躍できる環  
288 境整備のための中間支援機能の充実・強化を進めることによる持続可能な社会づくり、ウェル  
289 ビーイングの実現を推進します。

290

291

292

293

294

295

296

## 297 第4章 基本方針



### 298 1 基本方針

299 第2章の現状と課題を踏まえ、本計画では、次の4つの事項を基本方針として整理します。

300 基本方針（1）原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

302 基本方針（2）課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

304 基本方針（3）人材が育つ環境を整え、活動を促進する

306 基本方針（4）琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

309 （1）原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

310 琵琶湖をはじめとする豊かな自然と、その自然を人々が守り育んできた歴史・文化を有する  
311 滋賀県は、環境について学習するための生きた教材の宝庫です。原体験としてそれらに触れる  
312 ことは、いのちの大切さや、自分と地域社会のつながり、地球環境とのつながりに気づき、ひ  
313 いては地球規模の持続可能性に関わる問題を自分事としてとらえ、行動を起こすきっかけとな  
314 ります。県では、原体験として身近な環境に触れる機会を確保するため、保育現場や学校現場  
315 での体験活動を提供するだけでなく、家庭や地域で取り組める体験活動を支援するための施策  
316 を進めます。

318 （2）課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

319 国際的に問題視されている気候変動や生物多様性の損失は、私たちの食や文化など社会に与  
320 える影響が極めて大きく、県境・国境を越えて取り組まねばならない環境問題です。さらに、  
321 環境問題は自然、社会、経済、文化等のあらゆる分野と複雑に絡み合っており、相互に影響を  
322 受けるものです。環境問題の解決に効果的な学習を実施するためには、環境問題の学習だけで  
323 なく、食や農、産業、消費生活、健康など、暮らしを取り囲む様々な分野とのつながりを意識  
324 し、分野を越えて学習を進めていくことが大切です。

325 また、環境学習の指導者、県内各地で活動する多様な団体や人々、その活動、地域に残る自  
326 然や先人の知恵、行事などに関する様々な情報などがしっかりとつながることも重要です。

327 あらゆる主体が手を取り合って環境問題の解決に取り組むことができるよう、県は、環境分  
328 野以外の分野と関連付けた環境学習の実施や、様々な分野や情報、人的資源を体系的につなぐ  
329 ために、環境学習に関連する情報や人材が集まる拠点づくりの強化を進めます。

331 （3）人材が育つ環境を整え、活動を促進する

332 持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支  
333 え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつ  
334 ける人材（リーダー、活動者、ファシリテーターなどと呼ばれる）が重要な役割を果たします。

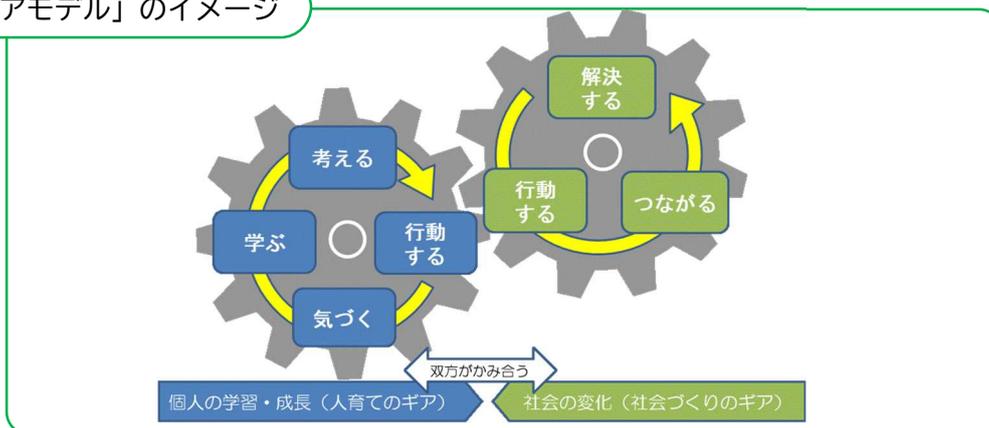
335 そうした人材の高齢化や参加者の固定化といった課題に対応するため、新しい人材の育成や  
336 若い世代の参画を進める必要があります。県は、誰でも気軽に参加できる環境学習の在り方の  
337 検討や、既に取り組んでいる方の活動の支援に取り組みます。

338 (4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら取組を発展させる  
 339 滋賀県では、1977年に琵琶湖に赤潮が発生したことを機に、美しい琵琶湖を取り戻そうと  
 340 県民が「石けん運動」を起こした歴史をはじめとして、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼの  
 341 こ」など滋賀の自然環境の特性を活かした滋賀県ならではの環境学習に取り組んできました  
 342 た。「ニカラグア版 UMINOKO」や国際連合で第一回世界湖沼会議の開催日である8月27日  
 343 が「世界湖沼の日」に策定されたことなど、滋賀県が過去から培ってきた琵琶湖の保全や環  
 344 境学習の経験は、海外で徐々に評価されつつあります。このような外部からの評価により、  
 345 県内の環境学習の取組がより活性化することが期待されます。また、県外あるいは海外へ滋  
 346 賀県の取組を発信することに加えてそれらの地域の先進事例を参考にすることで、県内の取  
 347 組を高めることができるでしょう。環境問題は地球規模の問題であることを踏まえ、県外や  
 348 世界と手を取り合うべく、県は外部との情報共有をさらに強化していきます。

## 2 環境学習による持続可能な社会づくり

351 計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていく  
 352 ことのイメージを、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車（ギア）のようにかみ合っ  
 353 て回転する「ギアモデル」として表しています。

「ギアモデル」のイメージ



365 <注>本モデルにおいて「学ぶ」とは、自分で調べたり、体験したりすることにより、気づきを深めることを  
 366 いう。

368 「ギアモデル」に示されるように、「人育て」のギアにおいては、「気づく」から「学ぶ」「考  
 369 える」「行動する」に向けたサイクルが円滑に進む（ギアが回る）とともに、行動がさらなる気  
 370 づきや学びへとつながることが求められます（ギアが回り続ける）。また、サイクルの始点は常  
 371 に「気づく」である必要はなく、学びや行動が気づきを生むこともよくあることです。自然の  
 372 中で楽しく遊んだ体験や「うみのこ」などの学習活動から得た感動、「びわ湖の日」の清掃活動  
 373 への参加、自らの体験や学習活動の発信、琵琶湖と共生する滋賀独自の暮らしの中など、新た  
 374 な気づきを得る機会は広く存在しています。

375 また、「社会づくり」のギアにおいては、「行動する」「つながる」「解決する」のサイクルが  
 376 円滑に回る必要があります。人々の行動は、志を同じくする者たちがつながることで、課題解  
 377 決に向けた大きな力となります。時に「社会づくり」のギアは大きく、重いものであるかもし  
 378 れませんが、その周囲にある多くの「人育て」のギアが回転することで、大きく重い「社会づ  
 379 くり」のギアも徐々に回転を始めることでしょう。

380 さらに、かみ合ったギアが相互に影響をもたらすように、「社会づくり」が進むことで、逆  
381 にその周囲での「人育て」が進むことも考えられます。人々の行動がつながり、社会が変わっ  
382 ていく在り様そのものが、人々に気づきや学び、行動の機会を与えていくからです。

383 複雑かつ多様な環境問題の解決に向けては、このギアを回し続けることが必要であり、そし  
384 て様々な課題が解決に向けて動き出すことが、持続可能な社会の実現へとつながっていくもの  
385 と考えます。

386 なお、「ギアモデル」では、「人育て」と「社会づくり」のギアがぶれることのないように、  
387 中心にギアを支えるための軸が必要です。この軸とは、私たちの地域への愛着や地域に貢献し  
388 ようとする“近江の心”と言えるでしょう。“近江の心”とは、それぞれの地域で受け継がれ大  
389 切にされてきた先人たちの心であり、琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心は、自然  
390 の中での遊びや体験などによりさらに強くなっていくものです。

391

392 この計画では、「人育て」と「社会づくり」の双方のギアが円滑に回ることと、双方のギアが  
393 しっかりとかみ合うことに留意しながら、環境学習を推進していきます。

### 394 3 各主体に期待される活動

395 本計画の目標の達成に向けて、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と  
396 役割を自覚し、主体的に持続可能な社会やウェルビーイングの実現に向けた環境保全行動に取り  
397 組むことを期待します。

398 また、県は、これらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携  
399 のもとに展開する関連活動を支援していきます。

400

#### 401 (1) 県民（個人・家庭）

402 自然の中での体験は、自然を大切にすることや育み、自ら学び、考える探求心や環境の変  
403 化に気づく力を高めることにつながることから、四季を通して普段から自然と関わるのが大  
404 切です。

405 また、環境に関わる様々な課題は、その多くが一人ひとりの暮らしと密接につながっており、  
406 私たちがそのライフスタイルを見直していくことが、課題の解決に向けての第一歩となります。  
407 県民一人ひとりが、食事や移動、買物、水や電気の使用、ごみ捨てなどの日常生活において、  
408 自らの生活と環境とのつながりを意識し、環境に配慮した行動をとることが求められます。

409 更に、近年はSNSの普及により、個人が社会に与えることができる影響が拡大してきました。  
410 日頃の環境保全行動や家庭における環境学習がSNS上で共感を呼び、県内に留まらない大きな  
411 ムーブメントにつながる可能性を秘めており、一人ひとりの身近な取組が期待されます。

412 特に10代後半～20代前半の若者は、小・中・高校の教育課程のもとでの学習が多かった時  
413 期とは異なり、新たなコミュニティや社会とつながりを持ち、環境に配慮した個人の生き方を  
414 選択したり、経済活動の一翼を担うようになります。これまでの学びの再構築や新たな学び、  
415 活動を促すとともに、これまでの学びが実践的なものに深化することが強く期待されます。

416

#### 417 求められる活動の例

- 418 ● 遊びや体験を通じて、湖や川、山などの自然と普段から触れあう。
- 419 ● 地域の食材を選んで食べる、木でできた製品を使うなど、暮らしの中で自然の恵  
420 みをを感じる。また、暮らしと環境とのつながりについて家庭で話しあう。
- 421 ● 自らが暮らす地域の現状や課題、特徴を知り、地域の特徴を生かした環境学習に  
422 主体的に取り組む。

423

#### 424 【コラム】 ファッションロスを減らそう

425 ファッションロスとは家庭や企業において、まだ着られる衣類が廃棄されることを言  
426 います。近年、ファッション産業は、大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にか  
427 かる資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に  
428 大きい産業だと指摘されています。服一着をつくるためにも環境に対して様々な負荷が  
429 かかるにも関わらず、手放された衣類が再利用・再資源化される割合はごくわずかで、  
430 半数以上が可燃ごみとして処分されています。

431 ファッションロスを減らすことは地球環境への負荷を減らすことにつながります。例  
432 えば、地域の方が着なくなった服を集めて循環させる会を開き、個人や家庭から何かで  
433 けることがないか、取り組まれているケースもあります。一人ひとり、できることは  
434 様々です。まずは、衣類の買い方や、着なくなった衣類の行方について、一度家庭で話  
し合ってみてはいかがでしょうか。

### 家庭で身近にできることの例

- ・今持っている服を長く大切に着る
- ・リユース(再利用)でファッションを楽しむ
- ・先のことを考えて買う
- ・作られ方をしっかり見る



関連サイト  
環境省 HP



435

436 (2) NPO・地域団体等

437 県内では、自治会や子ども会、**シニアクラブ**、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、土地改  
438 良区や森林組合といった農林水産業関係団体など、様々な地域団体や NPO が、多様な環境保全  
439 活動を各地で展開しています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで環境問題の改善や  
440 解決を図る取組は、まちづくりを進める上でも大変重要なものです。これらの団体がそれぞれの  
441 の活動をより一層活発化させるとともに、団体間のみならず学校や事業者、行政などと連携す  
442 ることで、地域の特性を生かした様々な環境学習の取組を展開することが期待されます。

### 求められる活動の例

- それぞれの団体の活動に、環境と暮らしとのつながりを考える視点を取り込む。
- 環境学習の視点から、人材の育成や活躍の場づくり、地域資源の活用を行う。
- それぞれの団体の活動を通じて、環境問題に関する気づきを、行動へと移す機会を県民に提供する。
- 活動の推進にあたって、他の NPO・地域団体や、学校、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

### 【参考】竜王町コミュニティ・スクールの取組

地域と学校等との連携を深め、身近な自然や環境を学習教材として活用することが重要です。ここでは、令和4年度に文部科学省大臣表彰を受けた、学校運営協議会と竜王町立竜王西小学校の事例を紹介します。

竜王西小学校では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール竜西小）が核となつて、「ふるさと学習」を推進しています。「地域（ふるさと）を語れる子に、地域（ふるさと）を誇れる子になってほしい」という願いのもと、校歌に登場する「鏡山」「善光寺川」、「あえんぼの花」を教材とし、それぞれのプロジェクトに必要な地域の人を招集することで、学校と地域が連携協働しながら取り組んでいます。

身近な自然や環境を、学習する教材として活用することで、地域の抱える課題解決につなげたり、地域への愛着心を育んだりすることができます。また、地域と学校が協働して取り組むことで、学校教育の活性化や、地域全体で子どもを育む機運の醸成が期待できる取組です。

写真

（竜王西小学校に依頼）

443 (3) 学校等

444 学校などには、様々な主体と連携することによって、子どもたちが地域の資源（人材、歴史、  
445 生活文化、自然環境など）を感じ、学ぶためのより多くの場や機会を提供するとともに、幼児  
446 教育から高等教育までの発達段階に応じ、子どもたち自身による問題の解決や発信など、主体  
447 性を伸ばす機会を増やしていくことが求められます。

448 特に、幼児期に遊びなどを通じて原体験として自然や歴史、文化に触れられるように、幼稚  
449 園、保育所等においてより多くの体験活動の機会を提供することが求められます。

451 求められる活動の例

- 幼稚園、保育所等において、自然の中で体験活動をする機会を提供する。
- 環境問題と日常生活との関わりの理解、総合的かつ体験を重視した教育を通して、子どもたちの問題解決能力を育成する。
- 身近な環境と、地球温暖化や資源問題など地球規模の環境問題とのつながりについて理解できるよう、子どもたちの視野を広げていく。
- 複数の教科等に関連した多角的な学習を通して、様々な観点から地域課題や地球規模の環境とそれが直面する問題について、子どもたちが深く考えられる機会を作る。
- 身近な地域の環境やその課題を取り上げることによって、子どもたちが卒業後も地域での学習を継続し、地域の課題解決に貢献できるよう工夫する。
- 学年に応じた体系的な学習の中で、子どもたちに思考力、行動力、主体性、自己発信力などが身につくよう工夫するとともに、異なる学年間の学びの「つながり」を意識する。
- 小学校における「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」それぞれの事前・事後学習を充実させ、体系的な学習となるよう工夫する。
- 体験や研修、講座などを通して、環境学習に関する指導者としての教員の資質向上を図る。
- 環境学習の推進にあたって、他の学校や NPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

472 【参考】 スクール ESD くさつプロジェクト

473 草津市では、様々な地域課題を体験的な学びを通して、その解決に子どもたちが主体  
474 的にかかわり、地域社会の一員としての意識と行動力を身につけることをめざした「ス  
475 クール ESD くさつプロジェクト」が市内小中学校で実施されています。令和4、5年度は  
476 モデル校が3校指定され、ESD の視点に立った学習プログラムの開発と検証が行われま  
477 した。令和6年度以降は全小中学校で ESD の視点に立った学習活動が開始され、令和12  
478 年度をゴールとし、持続可能な社会の創り手となる人材の育成、および地域の特性を活  
479 かした特色ある学校経営の活性化が目指されています。

481  
482  
483  
484  
485  
スクール ESD くさつプロジェクトの紹介ホームページはこちら→



486 (4) 事業者

487 事業者には、地域住民向けの環境講座の開催や環境活動への支援、施設の開放、地域の学校  
488 への講師派遣などを通じて、地域や学校などと連携した環境学習の取組を CSR 活動の中に組み  
489 込んでいくこととともに、環境配慮型の製品の生産や販売などに努めるなど、環境に配慮した  
490 生活様式の構築につながる取組を進め、あわせてこれらの取組を含めた環境情報を消費者に積  
491 極的に発信していくことが求められます。

492  
493 求められる活動の例

- 494  
495
- 経営理念に環境に配慮した経営を盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を展  
496 開するとともに、雇用者やその家族に対する環境学習を計画的・体系的に実施する。
  - 環境に配慮したライフスタイルの提示につながる新製品・技術や、滋賀県の地域特性を  
497 生かし環境と健康、福祉、観光などを結びつけた新事業の創出に努める。
  - 環境保全に関して、事業活動に伴って得た経験や工夫などを、環境学習に活用できる形  
498 にまとめて積極的に一般に公開、提供する。
  - 環境学習の推進にあたって、他の事業者や NPO・地域団体、学校、行政、地域の環境学  
499 習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。
- 500  
501  
502  
503

504 【参考】自然共生サイトの認定

505 「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区  
506 域」として国に認定された区域のことです。

507 県内でも認定箇所は増加傾向にあり、2024 年度末時点で 13 か所が自然共生サイトと  
508 して認定を受けています。このように多くの事業者が、CSR 活動や SDGs 達成などを意識  
509 しつつ、生物多様性の保全や環境学習の推進に取り組まれています。

510 写真 1

511 ダイキン滋賀の森

512 (申請者：ダイキン工業株式会社)

513 写真 2

514 龍谷の森

515 (申請者：龍谷大学)

516 写真 2

517 積水樹脂滋賀工場 生物多様性保全

518 エリア (申請者：積水樹脂株式会社)

519 【参考】生物多様性びわ湖ネットワーク

520 県内企業からなる「生物多様性びわ湖ネットワーク」は、滋賀県には約 100 種のトン  
521 ボが生息していることから、トンボをテーマにした生物多様性保全活動「トンボ 100 大  
522 作戦」を展開し、全 100 種の確認調査、自社敷地内での保全、それらの活動の成果発表  
523 などを通じて、継続的な保全活動に取り組んでいます。

524 【生物多様性びわ湖ネットワーク構成企業】：旭化成株式会社、旭化成住工株式会社、積  
525 水化学工業株式会社、積水樹脂株式会社、ダイハツ工業株式会社、株式会社ダイフク

529 (5) 行政

530 行政には、地域における各主体の自主性を尊重しつつ、人材の育成や活躍の場づくり、環境  
531 学習プログラムの開発、学習の場や機会づくり、関連情報の提供、各主体の連携・協力のしく  
532 みづくり、活動に関する気運の醸成などに取り組むとともに、各主体の関連する活動に必要な  
533 支援を行うことが求められます。また、地域における事業所のひとつとしても、環境学習に率  
534 先して取り組むことが求められます。

求められる活動の例

- 森・川・里・湖が織りなす滋賀の豊かな自然に関わる体験活動などの取組を効果的に情報発信し、県民等による環境への関わりを促進する。
- 環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を生かした環境学習に関する施策の展開を図る。
- 各行政分野において、環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に展開する。
- 多様な部局にまたがる環境学習関連事業の連携を図り、体系化して、人材育成や社会づくりへの効果を意識しながら総合的に事業を推進する。
- 環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県そして市町が適切な役割分担のもとで相互に情報交換・協力・連携を図る。
- 地域で活動する団体や学校、事業者などとの連携に努め、活動の支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図る。
- 環境学習に関する人と情報が集まり、地域で活動する個人や団体、学校、事業者などの出合いやつながりを産み出す拠点機能の強化に努める。

【参考】「やまのこ」事業を通じた森林環境学習の推進

森林環境学習「やまのこ」事業は、次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことを目的としています。

具体的には、県内すべての小学4年生が、学校教育の一環として、県内9箇所の森林環境学習施設およびその周辺森林において、間伐体験や自然観察など様々な体験を行い、琵琶湖の水源である森林環境について学習します。

また、各施設の「やまのこ」プログラムを活用し、琵琶湖・淀川流域を含め県外の子どもたちや企業研修の受け入れを進め、様々な地域および世代の方々に対して森林環境学習を推進します。



間伐体験の様子



森林散策の様子

### 【参考】「しがこども体験学校」事業

県では「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、多くの大人が関わりながら、地域社会全体で青少年の体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進しています。

『しがこども体験学校』には、「ふれあい」、「くらし・創作」、「自然」、「里山・田んぼ」、「文化芸術・歴史」の5つのテーマに分けた、さまざまな体験プログラムを紹介しています。夏にチャレンジできるプログラムだけでなく、秋からチャレンジできるプログラム、家族やグループで申し込むプログラムなど、1年分の活動を紹介します。

「エリア」や「きせつ」から体験プログラムを検索することができるので、ぜひ一度自分でやってみたい体験を探して、『しがこども体験学校』にチャレンジしてみてください！

「しがこども体験学校」のホームページ：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300072.html>



### 【参考】「琵琶湖システム」子ども向けプロモーション動画

持続可能な社会づくりに向けた環境教育の重要性が高まるなか、「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」(通称「琵琶湖システム」)が令和4年7月に「世界農業遺産」に認定されたことを受け、県は、「琵琶湖システム」を通じて滋賀県の農林水産業や食文化、環境等について学び、考えるための子ども向けプロモーション動画を作成しました(令和6年5月掲載)。

動画には「琵琶湖システム」オリジナルキャラクターが登場し、関係者へのインタビューを通じて「琵琶湖システム」について分かりやすく解説しています。学習教材(デジタルブック)とも連動した内容となっていますので、デジタルブックとあわせてぜひご覧ください。

動画掲載ホームページ URL：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/337018.html>

学習教材(デジタルブック) URL：

<https://uminoko.jp/ebook/biwako-system/#page=1>



### 【参考】「みずべのこ」事業

土木交通部では、湖岸や河川での環境学習や、水害や土砂災害に備えるための出前講座の取組を進めており、令和6年度から水辺での子ども向けの取り組みを「みずべのこ」と称して情報発信しています。

本事業は他部局とも連携を図って進めており、例えば、学習船うみのこに担当職員が同乗し、出前講座や学習指導状況の見学を実施します。

また、子どもが安全に水辺に近づくことができるよう、環境学習や地域交流などの活動を推進するために必要な階段や斜路の設置などのハード整備も、学校や市民団体と連携して実施します。



家棟川ビオトープ  
自然観察会



滋賀けんせつみらいフェスタ  
バーベキュー



「みずべのこ」のロゴマーク

【参考】「THE シガパーク」事業

びわ湖の碧さに溶け込むような寛ぎの空間、豊かな自然が紡ぐ四季折々の風景、子どもたちが時間を忘れる遊びの場など、滋賀県には、さまざまな特徴のある魅力的な公園がたくさんあります。

県では、びわ湖を中心として滋賀県全体が一つの大きな公園となり、水と緑と人がつながった姿を「THE シガパーク」とし、滋賀県の公園の魅力向上に取り組んでいます。「THE シガパーク」の魅力をもっと知ってもらい、もっと楽しく使いやすくなるようにますますパワーアップさせていき、さらに、「THE シガパーク」の輪を広げていきます！

「THE シガパーク」ポータルサイト URL:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/shigapark.html>



【参考】つなぐ「しが木育」

令和5年4月に『つなぐ「しが木育」指針』を策定しました。

しが木育は「子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組」です。木育に関する人づくりや魅力あるモノづくり、木に親しむ空間づくりを進めています。令和7年度には、県立近江富士花緑公園に木育施設「しがモック」がオープンします。

地域の木を生活に取り入れ、積極的に利用することは森林資源の循環利用につながるため、地球温暖化の防止や森林の保全に貢献するほか、快適で健康な生活の実現に役立ちます。

しが木育を通じて、人と環境に優しい暮らしをはじめませんか。



536

537

538



## 539 第5章 重点的な取組

540 第4章の「1 基本方針」のうち、本計画期間に特に次のことに力を入れて取り組みます。

### 541 1 環境学習の指導者・リーダー育成

542 第4章の「1 基本方針」の(1)～(3)で示したように、複雑な環境問題の解決に取り組  
543 むためには、人と地球のつながりを思い、多様な分野・世代・地域が協働して進めることが重  
544 要です。そうした考えをもって環境学習に取り組み、人々に波及させることのできる指導者・  
545 リーダーを育成することが求められています。一方で、第2章の2で述べたように環境学習の  
546 指導者・リーダーが高齢化・固定化しているという課題があります。新たな人材の確保のほか、  
547 現場での学びを重視した講習や活動の場の提供、関係者等とのつながり構築など、実際に社会  
548 で活躍できるようになるための活動支援が必要です。

#### 549 【県の取組例】

550 ○指導者・リーダー育成のための研修会の実施

551 ○県以外の団体（国、市町、NPO等）の指導者・リーダー研修会等の情報提供

552 ○活動者同士の交流を促す機会や活動の場の創出

553 ○県民の方へ向けたイベント等の情報発信の協力

554 ○環境学習の指導者・リーダーの活動情報や業務内容の発信

555

### 556 2 中間支援機能の充実・強化

557 第4章の「1 基本方針」で示したことは、あらゆる主体の活動の支援や連携・交流の促進  
558 を図ることで、より円滑に推し進めることができると考えられます。中間支援について、具  
559 体的には次の5点が挙げられます。

560 ①人材育成および活用

561 ②環境学習プログラムの整備および活用

562 ③場や機会づくり

563 ④情報の提供、普及啓発

564 ⑤連携・協力のしくみづくり

565

566 県では、環境学習を実践する主体に対して次のような支援等を行い、環境学習をより身近に  
567 することで、県内の環境学習の活性化を図ります。

#### 568 【県の取組例】

569 ○環境学習の担い手の活躍の場や交流の場づくり

570 ○環境学習の実践や参加に関する相談対応、専門家とのマッチング

571 ○環境学習の実践に用いる用具の貸出や購入の助成

572 ○環境学習に関する授業・講座への講師派遣

573 ○指導者・リーダーの活動情報、イベント開催情報の広報の協力

574 ○国や各種団体、企業等による助成制度の情報発信

575

576

577

578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590

【コラム】エコロシーが（環境学習情報発信ウェブサイト）

皆さんは「エコロシーが」をご存知でしょうか？「エコロシーが」とは琵琶湖博物館 環境学習センターが運営する、環境学習をもっと身近に感じてもらうための学習総合サイトです。

環境学習のイベントや、無料で借りられる環境学習用具、助成金や作品募集の情報も掲載しています。「環境について学んでみたいけど、何をしたらいいのかわからない」という人や、「もっと詳しくなりたい」という人にもぴったりの情報が見つかるでしょう。

一度「エコロシーが」で検索してみてください。

エコロシーが URL :

<https://www.ecoloshiga.jp/>



3 県内・県外との積極的な情報共有

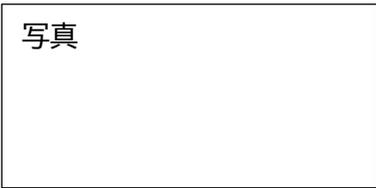
第4章の「1 基本方針」に沿って、滋賀県の環境学習の取組を県内、そして県外と積極的に共有することは、環境学習を実践する主体同士の交流を生むきっかけとなったり、外部からの評価を得る機会を増やして活動をより活発化したりすることが期待できます。県では、次のような手段や機会を活用して取組の共有を図ります。

- SNS、ホームページを活用したイベント・講座情報の発信
- 国際会議等での事例共有
- 市町と連携したイベント等での取組の共有
- 県内・県外の環境学習イベントの取材

【参考】ニカラグア版 UMINOKO

中米のニカラグアの首都マナグアに位置するマナグア湖は、琵琶湖のおよそ2倍の大きさの湖です。観光資源として開発が進められる一方で、不十分な排水処理による汚染水の流入によって水質汚染が深刻化しており、地元の人たちも近づきたがらないほどのものでした。

そんな状況を改善させようと、JICA ニカラグア事務所は滋賀県の琵琶湖の開発や保全・再生の経験に注目し、「BIWAKO タスクフォース」を立ち上げ、マナグア湖の環境改善に取り組み始めました。その取組の一環として、滋賀県教育委員会（フローティングスクール）の協力のもと、湖を就航しながら環境について学ぶ滋賀県のうみのこ事業を参考に、「ニカラグア版 UMINOKO」を開始しました。滋賀県の歴史あるうみのこ事業が国境を越え、地球環境の保全に役立っています。



600  
601

## 4 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

誰もが自分らしく、幸せに生きられる滋賀県を実現するためには、今後はどのような環境学習を推進していくべきでしょうか。第4章の「1 基本方針」に沿って、県は学識経験者や環境学習の実践者、若い世代等との意見交換に取り組み、これからの滋賀をつくる環境学習や環境保全行動の在り方を検討し、各種施策をブラッシュアップしていきます。

【参考】マザーレイクフォーラムびわコミ会議（MLGs ができるまで）

県では、平成24年から令和2年まで、琵琶湖の現状を様々な指標で把握・共有するとともに、テーマに分かれて課題や活動について話し合う「びわコミ会議」を開催してきました。会議の最後には全員が「コミットメント（約束）」を掲げるようになっており、テーマ別に話し合った結果と合わせて、琵琶湖のために自分たちができること＝「びわ湖との約束」を毎年バージョンアップしてきました。この、マザーレイクフォーラム10年の蓄積による「びわ湖との約束」が、MLGsの元となっているものです。

MLGs ができるまでの取組：[https://mlgs.shiga.jp/mlgs/past\\_activities](https://mlgs.shiga.jp/mlgs/past_activities)

## 第6章 推進体制

### 1 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進

県による環境学習の取組について、広く意見を聴きながら、現状や課題を踏まえて着実に、かつ、効果的に展開していくため、県民や民間団体、企業や学識者など環境学習に関わる多様な主体で構成される「環境学習等推進協議会」を設置しています。環境学習等推進協議会は、計画の改定に関する協議、計画の進行管理・連絡調整、琵琶湖博物館 環境学習センターの企画運営への意見や提言、支援等を行います。

### 2 「琵琶湖博物館 環境学習センター」での支援

琵琶湖博物館 環境学習センターは、環境学習を推進する拠点として、環境学習のサポートと情報提供などの中間支援を行うことを目的に設置されました。

環境学習の場づくりを担うリーダーの方々や環境に興味を持った方々のスキルアップやネットワークづくりなど、生活や身の回りの自然環境について気軽に話したり行動したりするきっかけになることを目指しています。

#### ◆環境学習センターの業務の例

- ・環境学習に関するあらゆる相談対応
- ・講師の紹介
- ・環境学習に関する備品の貸出
- ・環境学習に取り組む人・団体のつながりをつくる交流会の実施
- ・環境学習の指導者向けの研修会の実施

貸出用具  
の写真

635 3 分野横断的な施策の展開

636 環境学習に関連する施策は様々な行政分野において実施されており、各分野の行政計画にお  
637 いても、環境に関わる普及啓発や人育てについての記載があります。持続可能な社会づくりに  
638 向けては環境分野のみならず、教育分野や農業分野、日常生活の中で環境に配慮した消費の実  
639 践をめざす消費者教育や、食生活を通じた食品ロスの削減、地産地消の推進などを考える食育  
640 など、様々な行政分野との連携が欠かせません。

641 県では、各種の行政分野にかかる関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、  
642 庁内の環境学習関係課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」で総合的な調整を行うとともに、  
643 各分野に関連する関連事業の進捗状況を把握、改善し、環境学習の着実な推進を図ります。

644  
645

環境学習に関連する行政計画（イメージ）



646  
647 また、県自身も地域における一事業者として、独自に構築した「滋賀県庁環境マネジメント  
648 システム」により、環境に関する取組を継続的な改善を通して充実させ、健全で質の高い環境  
649 の確保と地球環境の保全に貢献します。

650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
660  
661  
662

## 4 関係する主体との協働

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域のあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

### (1) 県民、NPO・地域団体、事業者などとの協働

県は、県民、NPO・地域団体、事業者などの主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなど県域・市町域の中間支援組織と情報を共有しながら、取組の特性に合わせた協力や連携を推進します。

### (2) 市町との連携

環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。

### (3) 環境学習関連機関・団体・施設などとの連携

県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設などが保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために連携を図ります。

### (4) 国や他の自治体との広域連携

県は、国や他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。

#### 【参考】 滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点

様々な主体が取り組まれている地域や社会の課題解決に関する学びや活動を推進する組織・団体等が「地域 ESD 活動推進拠点」として、「ESD 活動支援センター」により公表されています。滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点は令和 6 年度末時点で、3 か所登録されています。

#### ◆滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点 (R6 年度末時点)

○NPO 法人愛のまちエコ倶楽部 (あいとうエコプラザ菜の花館)

URL: <http://ai-eco.com/>

○やまえこ (山内エコクラブ)

URL: <https://yamaeco.net/>

○公益財団法人淡海環境保全財団

(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

URL: <https://www.ohmi.or.jp/>

※動画による活動紹介はこちら

<https://youtu.be/WSwSRAK0BcY?si=yMLLf1PHCeYDhXy>

○全国の地域 ESD 拠点リスト: <https://esdcenter.jp/kyoten/#kinki>

写真: あいとうエコプラザ



## 704 第7章 進行管理

### 705 1 進行管理の考え方

706 県庁内の環境学習に関連する部局の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、持続可能  
707 な社会づくりへの寄与の度合い、施策体系別の進捗状況、関連する事業についての自己評価に  
708 より、計画の実施状況を把握します。

709 計画の実施状況については、環境学習に関わる多様な主体で構成される「滋賀県環境学習等  
710 推進協議会」において議論をいただいた後、「滋賀県環境審議会」に報告し、その意見を計画推  
711 進に反映させます。この実施状況については、毎年度発行する「滋賀の環境（環境白書）」に掲  
712 載することで県民の皆さんへと公表します。

713 また、県内外の優良事例の収集に努め、「滋賀県環境学習等推進協議会」等での情報共有を図  
714 り、その内容は県民の皆さんへ公表します。

715

### 716 2 進行管理の指標

717 計画の進行管理のため、県の施策を次の6つに分類し、関連するアウトプット指標の推移を  
718 みていきます。そして環境学習の成果の示すアウトカムとして、県民の環境保全行動実施率を  
719 用います。

720

721 ◆アウトプット指標：6つの分類の関連指標（参加者数や参加者の満足度など）

722 ①人材育成および活用

723 ②環境学習プログラムの整備および活用

724 ③場や機会づくり

725 ④情報の提供、普及啓発

726 ⑤連携・協力のしくみづくり

727 ⑥国際的な対応・協力

728 ※ 中間支援（①～⑤）に、「⑥国際的な対応」を追加しています。

729

730 ◆アウトカム指標

731 ・環境保全行動実施率

732

### 733 3 進行管理の手法

734 計画の進行管理は、次の3つの階層構造で実施します。

735 (1) 環境学習関連施策の実施が持続可能な社会づくりにどれだけ寄与したのかを評価する  
736 ため、その成果を示すアウトカム指標として、**学習**を実際に「行動」へと移した人の数  
737 を表す指標のひとつである「環境保全行動実施率」の経年変化を活用します。計画期間  
738 中の環境保全行動実施率の数値指標は80%以上とします（詳細はP.●参照）。また、環  
739 境保全行動の広がり人が人々の幸福度に与える影響をみる指標のひとつとして、県政世論  
740 調査等の「幸福度」の経年変化を活用します。さらに、行動変容をみる指標として、「1  
741 人1日当たりのごみの排出量」なども参考とします。

742

743

744 (2) 県の施策を6つに分類し、それぞれの関連する指標を抽出し、その推移から6つの分類  
745 別に、当該分野の課題や進捗度の把握を行います。

746

747 (3) 環境学習に関連する県事業について、施策の体系(6分類)別に整理するとともに、各  
748 事業がギアモデルのステップのうち、どの部分を目的とする事業かを確認しながら、成  
749 果について自己評価を実施します。

750

751 また、重点的な取組に関連する事業については、別途取組ごとに事業の分類・整理をし、取  
752 組ごとの評価を行います。

